

平成   年度分 給与支払報告  
特別徴収

にかかる給与所得者異動届出書

異動があった場合は、すみやかに提出してください。

注意  
1 転動により異動後の勤務先で引続き特別徴収を行なう場合には、前勤務先で上段の事項を記載し、新勤務先に回付願  
います。新勤務先では、下段（転動等による特別徴収届出書）の事項を記載し、また、徴収台帳の記入等必要手続を  
済ませたうえ、一月一日現在の住所地（課税地）の市区町村長に送付してください。  
2 一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は一括徴収することが義務づけられています。  
3 印欄は届出者において記載する必要があります。

平成 年 月 日	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地	〒	所属	宛名コード
	御殿場市長 様	フリガナ		氏名	指定番号
		名称		電話	

  

A 給与所得者	フリガナ	(旧姓)	(ア) 特別徴収税額	徴収月	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法	
	氏名		円	月から	円	(ア) - (イ)円				
	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日			月まで			年 月 日	1.退職(普・障) 2.転 勤 3.休 職 4.長 欠 5.死 亡 6.会社解散休業 7.就 職 8.( )	普通徴収 一括徴収 (B欄へ)
	1月1日の住所	御殿場市		(エ) 普通徴収納入済額(普通徴収分がある場合)					特別徴収継続 (C欄へ)	
現在の住所	給与の支払を受けなくなった後の住所・連絡先		1期・2期・3期・4期		円					

B	一括徴収の理由	異動者印	徴収予定額	一括徴収した税額は	市役所記入欄
	本人の申し出があったため 特別徴収継続の希望がない	<input checked="" type="checkbox"/>	円	( )月分で納入します。 ( 月 日納付予定)	

1月1日以降の退職者は、本人の申し出に基づくことなく、一括徴収しなければなりません。  
なお、1月1日以前の退職者についても、できるだけ一括徴収をお願いします。(地方税法第321条の5)  
この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある者が給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。  
ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知のあった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。(地方税法施行規則第9条の5)

転勤・再就職等による特別徴収義務者の変更 新しい勤務先が、まだ特別徴収義務者に指定されていない場合、新規を で囲んでください。

C	( )月分から 徴収します。	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地	〒	特別徴収義務者 指 定 番 号	新規	個人番号
			フリガナ		宛名コード		
	納付書(要・不要)		名称		連絡先	所属	
						氏名	
						電話	